

別冊2

三重県文化財保存活用大綱 (最終案)

令和2(2020)年6月

三重県教育委員会

「**凡例**」 修正箇所について

- ① ~~文字~~ ……中間案から削除した部分
- ② **文字** ……中間案以降に追記した部分

三重県文化財保存活用大綱(最終案) 目次

はじめに.....(1)

第1章 大綱策定の目的と位置づけ.....(2)

第1節 大綱策定の背景と目的

- (1) 人口減少、少子・超高齢化社会の進行と文化財
- (2) 自然災害への対応
- (3) 文化財保護法改正と国の動き
- (4) 大綱の策定

第2節 大綱の位置づけ

- (1) みえ県民力ビジョン
- (2) 三重県教育ビジョン

第2章 三重県における文化財保存・活用・継承の基本方針.....(6)

第1節 文化財

- (1) 文化財保護の意味
- (2) 文化財保護の重要性の高まり
- (3) 三重県の文化財保護推進の課題
- (4) 文化財保護の基本方針

第2節 三重県がめざす文化財保護のすがた～文化財保存・活用・継承への県民力の結集
に向けて～

- (1) 文化財所有者の役割
- (2) 地域の役割と期待
- (3) 行政の役割
- (4) 県と市町の役割分担
- (5) 高等教育機関、企業等への期待

第3章 文化財の定義と対象.....(9)

第1節 文化財の定義

第2節 文化財の種類

- (1) 国指定等文化財
- (2) 県指定等文化財
- (3) 市町指定等文化財
- (4) 埋蔵文化財

- (5) 国登録文化財
- (6) 無指定の文化財

第3節 県内の状況

第4章 三重県の風土的特徴……………(13)

第1節 三重県の自然・歴史環境の概要

(1) 自然環境の概要

- ア 地形
- イ 気候
- ウ 地質
- エ 水系
- オ 動植物の生育

(2) 歴史的環境概要

- ア 原始（旧石器～古墳時代）
- イ 古代（飛鳥・奈良・平安時代）
- ウ 中世（平安時代末期～室町・戦国時代）
- エ 近世（江戸時代）
- オ 近代・現代（明治～昭和時代）

(3) 生活文化概要

(4) 三重県域の地域的特色

第2節 三重県域の地域区分

- (1) 地域区分の考え方
- (2) 県域の地域区分（ステージ4）について
- (3) 市町の地域区分（ステージ3）について
- (4) 地域区分の柔軟性について

第5章 文化財の保存・活用・継承を図るために講じる措置……………(28)

第1節 保存

- (1) 文化財の把握調査
- (2) 指定等による保護
- (3) 文化財の記録作成
- (4) 埋蔵文化財の保護と調査
- (5) 無指定の文化財の保護
- (6) 文化財の状況把握と所在確認

第2節 活用

- (1) 情報発信
- (2) 文化財の公開

(3) まちづくりと観光誘客

第3節 繙承

- (1) 市町による文化財保存活用地域計画の策定
- (2) 個別文化財の保存活用計画
- (3) 所有者や市町等が行う文化財修理・整備等の取組への支援方針
- (4) 県として重点的に保存、活用の措置を講じる文化財

第4節 専門的人材の確保と育成

- (1) 県の取組
- (2) 市町の取組

第6章 防災及び災害発生時の対応(42)

第1節 対応方針

- (1) 方針の位置づけ
- (2) 災害規模による対応

第2節 事前の備え

- (1) 想定される被害と防災対策
- (2) 『三重県地域防災計画』での位置づけ
- (3) 文化財リストの作成

第3節 災害発生時直後の対応

- (1) 『三重県地域防災計画』での位置づけ
- (2) 被災文化財等への対応
- (3) 国及び関係機関との連携

第4節 災害後の対応

第7章 文化財の保存・活用・継承の推進体制(52)

- (1) 県の組織（本庁）
- (2) 県の組織（関係機関）
- (3) 県の付属機関、会議

資料

別表1 三重県作成の文化財関係資料

別表2 三重県文化財保護審議会委員名簿

はじめに

日本列島のほぼ中央に位置する三重県は、南部に紀伊山地、北部に鈴鹿山脈を擁し、東に伊勢湾・熊野灘を臨み、個性豊かな自然環境に恵まれています。伊勢湾をとりまく河川にはネコギギ、大阪湾へと注ぐ河川にはオオサンショウウオ、山間部にはカモシカといった特徴的な生物の生息が見られます。また、本県は近畿地方の東部であるとともに東海地方の一角でもあり、交通の要衝として日本列島東西の文化が交わっています。そのため、歴史的には江戸時代の「お伊勢詣り」で盛行を極めた伊勢神宮をめぐる様々な文化や、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」といった特色ある有形・無形の歴史・文化遺産が本県に数多く残されています。これらの文化財は、県民の貴重な財産として今後も守り伝えられ、県民の皆さんのが心豊かな生活を送るための糧として親しまれることが大切です。

しかし一方で、少子高齢化、過疎化の進行等により、文化財の維持管理や伝統的な行事の継承が困難となってきています。また、気候変動や開発等に伴う自然環境の変化による貴重な動植物の絶滅等も危惧されており、文化財の確実な保護が求められています。

平成31(2019)年4月に施行された改正文化財保護法では、文化財を取り巻く諸環境の変化に対応し、地域社会総がかりでその保存と活用に取り組む必要があることが示され、都道府県の教育委員会は域内の文化財の総合的な保存・活用に関する総合的な施策の大綱を策定することができると位置づけられました。そこで本県では、「三重県文化財保存活用大綱」を策定し、本県における文化財の保存・活用・継承について、その基本的な方向性を明確化するとともに、県内においてその取組を進めていくうえでの共通の基盤を示しました。この大綱が有効に活用され、文化財の保存・活用・継承保護が一層効果的に進むことを願っています。

第1章 大綱策定の目的と位置づけ

第1節 大綱策定の背景と目的

(1) 人口減少、少子・超高齢社会の進行と文化財

本県の人口は平成 20(2008)年をピークに減少局面に入り、令和 22(2040)年には平成 22(2010)年と比べて約 35 万人少ない 150 万人にまで減少すると推計されています。中でも県南部地域の人口は昭和 30(1955)年をピークに減少を続けており、令和 22(2040)年にはピーク時の約半分となる 22 万人前後まで減少すると推計されています。また、年少人口（0～14 歳）は西暦 1980 年代頃にわずかな上昇傾向を示した後は減少し続けており、このままでは、西暦 2040 年には西暦 1990 年頃の半分である 20 万人を割り込むという推計もなされていますⁱ。

二木島祭（熊野市）やゲーター祭（鳥羽市）等、県を代表する民俗行事の休止が示しているように、これまで文化財を守り伝えてきた集落や地域コミュニティの存続が難しくなっています。人口減少や少子高齢化の影響と考えられ、文化財の担い手を確保するための対策が求められています。

(2) 自然災害への対応

平成 23(2011)年 9 月に発生した台風第 12 号による紀伊半島大水害は県南部を中心に大きな被害をもたらし、文化財では世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」が被災しました。近年の気候変動は、想定外の集中豪雨や洪水を日本列島各地に引き起こしており、将来の発生が危惧されている南海トラフ地震は、本県に大災害をもたらすと想定されています。これらの自然災害は、人命を脅かすだけでなく、文化財にも甚大な被害を及ぼしますが、被災地が復興するにあたり、守り伝えられてきた文化財が地域の象徴として大きな役割を果たすことが、東日本大震災等の経験を経て改めて認識されました。

文化財を自然災害からどのように守っていくのかが、大きな課題となっています。

(3) 文化財保護法改正と国の動き

平成 31(2019)年 4 月 1 日に文化財保護法（以下「法」という。）が改正・施行されました。この法改正は、人口減少や少子高齢化などを背景に、文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題であること、指定文化財だけでなく無指定文化財も含めた保護対策が必要であること、文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会総がかりでその継承への取組が必要であること、等が趣旨となっています。

また、地域における文化財の計画的な保存・活用を推進するため、都道府県は文化財の保存・活用に関する総合的な施策の大綱が策定できること（法第 183 条の 2 第 1 項）、市町村

ⁱ 県の人口については、三重県『三重県人口ビジョン』（平成 27(2015)年 10 月）を典拠としました。

は域内における文化財の保存・活用に関する総合的な計画（文化財保存活用地域計画）を、都道府県の大綱を勘案して作成できること（法第183条の3第1項）とされています。

（4）大綱の策定

以上の背景により、法第183条の2第1項ⁱに基づき、三重県における文化財の保存・活用と、それを継承ⁱⁱしていくための基本的な方向性を明確化するとともに、県内においてその取組を進めていくうえで共通の基盤を示すため、「三重県文化財保存活用大綱」を策定します。

なお、本大綱は上記を目的とするため、特定の期間を設定しないこととします。ただし、改正の必要が生じた場合には、速やかに対応するものとします。

第2節 大綱の位置づけ

三重県の総合的な計画として『みえ県民力ビジョン第三次行動計画』（令和2（2020）年4月）が、教育分野に関する計画に『三重県教育ビジョン』（令和2（2020）年3月）があります。本大綱は、このうちの文化財に関する個別指針として位置づけられます。

また、防災や災害対応に関する関連計画として「三重県地域防災計画」があり、本大綱はこのうちの文化財に関する方針を具体的に示したものと位置づけられます。

また、関連する計画として『三重県景観計画』、『新しいみえの文化振興方針』等があります。

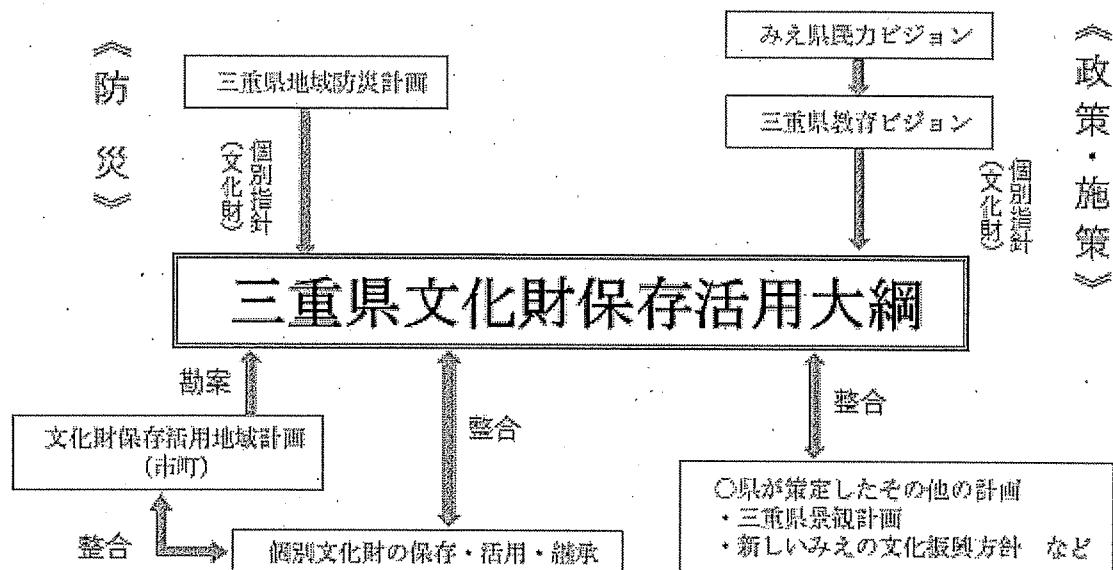


図1 県文化財保存活用大綱と関係計画等

ⁱ 文化財保護法第183条の2第1項には、「都道府県の教育委員会は、当該都道府県の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な施策の大綱（次項及び次条において「文化財保存活用大綱」という。）を定めることができる。」とあります。

ⁱⁱ 「継承」は、文化財の種類に関わらず後世へと守り伝えることを指します。

す。本大綱は、これら各種計画と整合性を図っています。

市町が策定する文化財保存活用地域計画は、「文化財保存活用大綱が定められているときは当該文化財保存活用大綱を勘案」（法第 183 条の 3）して作成することとされています。また、個別文化財の保存・活用・継承についても、本大綱と整合した取組が求められます。

（1）みえ県民力ビジョン

『みえ県民力ビジョン第三次行動計画』では、「施策 227 文化と生涯学習の振興」に、以下のように示しています。

■県民の皆さんとめざす姿（令和 5 年度末での到達目標）

年齢や障がいの有無、国籍などにとらわれず、全ての県民の皆さんが文化や地域の歴史等に学び親しみ、豊かな感性や創造性等を育みながら、心豊かな生活を送っています。

また、生涯にわたって、あらゆる世代の県民の皆さんのが、あらゆる機会に学習することができ、その成果が社会に生かされています。

■現状と課題（文化財に関する課題）

過疎化・少子高齢化の進行、気候変動等に伴う自然環境の変化により、文化財の滅失や散逸等の防止が課題となっています。こうした中、特色ある歴史や風土に育まれ、地域の中で守り伝えられてきた多くの有形・無形の文化財の適切な保存・活用と未来への継承を地域社会総がかりで進めていく必要があります。

■取組方向（基本事業 2 文化財の保存・活用・継承）

歴史的・文化的に価値の高い文化財を調査し、特に重要なものについては指定するなど、文化財を将来にわたって守り伝えるための取組を推進します。また、市町における文化財保存活用地域計画の策定などによる文化財の積極的な保存・活用・継承の取組への支援や、防災および災害発生時における文化財保護等のための県内情報ネットワークの整備に取り組みます。

（2）三重県教育ビジョン

『三重県教育ビジョン』では、「基本施策 5 地域の協働と信頼される学校づくり」の中に「7 文化財の保存・活用・継承」として、以下のように示しています。

■めざす姿

子どもたちをはじめとする多くの方が文化財について学び、親しみ、その価値についての理解を深めることで、地域の宝である文化財が保存・活用・継承されています。

■現状と課題

- ① 本県には、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」や国指定無形民俗文化財「鳥羽・志摩の海女漁の技術」等、特色ある歴史や風土に育まれた多くの有形・無形の文化財が残されています。今後、新たに価値が認められた文化財は、指定等の手続きを的確に進め、保護を図っていく必要があります。
- ② 文化財を適切に保存し、次世代へ引き継いでいくことが必要ですが、少子高齢化、過疎化の進行等により、文化財の維持管理や伝統的な民俗行事の継承が困難になって

います。また、自然環境の変化による貴重な動植物の絶滅等が危惧されており、保存に向けた対応が求められています。

③ 文化財を保存し継承していくためには、広く文化財への理解を深めるとともに、地域社会総がかりで文化財を保存・活用する環境を整え、魅力ある地域づくりに向けた取組を進めることができます。

■ 主な取組内容

① 文化財の調査と指定

- ・ 文化財を将来にわたって保存、継承するため、県にとって特に重要な文化財については、文化財保護審議会への諮問・答申を経て、指定を行います。また、全国的にみて貴重な文化財については、国指定等となるよう、所有者の意向を確認しながら国への働きかけを積極的に行います。

② 文化財の修復と継承

- ・ 国・県指定等文化財で、修復や再生、継承のための取組が必要なものについては、所有者や市町と調整の上、保存のための支援をするとともに、その活用のための情報発信を積極的に実施します。
- ・ 民俗文化財の継承については、市町や保持団体と密に情報共有を行い、それぞれの実情に応じた対応を行います。
- ・ 貴重な動植物等の保護のため、関係機関と連携して、現状把握調査を実施します。

③ 文化財の保存・活用の推進

- ・ 世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」や国指定無形民俗文化財「鳥羽・志摩の海女漁の技術」については、関連する文化財の新たな価値を発見し、一体として保護する地元の気運を高める取組を進めています。
- ・ 県内の文化財について、改正文化財保護法に基づき、県文化財保存活用大綱を策定し運用することにより、地域社会総がかりでの文化財保護への取組方針や、市町に対する県の支援方針を明らかにするとともに、防災及び災害発生時における文化財対応のための県内情報ネットワークを構築します。
- ・ 国・県指定等文化財をはじめとした文化財が適切に守り伝えられるよう、地域社会総がかりでの文化財の保存、活用を計画的に進め、市町による文化財保存活用地域計画の策定を積極的に支援します。
- ・ 子どもたちが郷土を愛し、文化財を受け継ぐ人へと育つよう、市町と連携し、子どもたちを対象とした文化財体験イベントや、学校教育での文化財を活用した学習を進めます。
- ・ 県民の皆さんのが文化財への理解を深め、学校教育で活用できるよう、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」、国指定無形民俗文化財「鳥羽・志摩の海女漁の技術」等の魅力ある文化財について、Webサイトの活用等による情報発信を進めます。また、三重県埋蔵文化財センターで公開講座や展示会開催等の取組を進めるとともに、学校、三重県総合博物館（MieMu）、斎宮歴史博物館等との連携を強めます。

第2章 三重県における文化財保存・活用・継承の基本方針

第1節 文化財

(1) 文化財保護ⁱの意味

文化財は「わが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものである」(法第3条)とともに、「貴重な国民的財産」(法第4条第2項)です。また、三重県文化財保護条例(昭和32年条例第72号、以下、「条例」という。)では、法に基づき「県にとって重要なもの」を保存するとともに、「活用のため必要な措置を講じ」ることで、「県民の文化的向上に資する」としています(条例第1条)。

文化財の重要性を正しく理解し、活用していくことは、県民の皆さん的生活や文化の豊かさに直接つながります。県民の皆さんによる文化財を活かした活動を支援する仕組みづくりは、県の重要な責務といえます。

(2) 文化財保護の重要性の高まり

文化財を取りまく環境は、人口減少、少子・超高齢化の進行等により、年々厳しさを増しています。この一方で、地域コミュニティを持続し、地域づくりの核となる文化財の重要性はより一層高まっています。

また、県では今後の時代を展望し、生活空間の質の向上を実感できる成熟社会にふさわしい「新しい豊かさ」ⁱⁱの実現に取り組んでいます。文化財の保存・活用・継承は、人々のつながりとともに心の豊かさを育むものであり、この取組に直結するといえます。

(3) 三重県の文化財保護推進の課題

古来より東西文化が交わり、交通の結節点として栄えてきた三重県には、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」等、特色ある歴史的風土に育まれた有形・無形の文化財が数多く残されています。指定文化財だけでなく、様々な文化財についてもその価値付けを進め、総合的に保存・活用・継承を図っていく必要があります。

文化財には、経年劣化や少子・超高齢化、過疎化等による後継者や担い手の不足、自然災害の多発等、保存・継承に向けた課題が多く、行政による的確な対応が求められています。また、自然環境の変化や開発等による貴重な動植物の絶滅等が危惧されており、保存に向けた対応が求められています。

文化財の保存・活用・継承を進めるためには、多くの県民が文化財について学び、親しみ、

ⁱ 「文化財保護」とは、保存だけでなく、活用・継承を含む総合的な意味として用いています。

ⁱⁱ 「新しい豊かさ」は、『みえ県民力ビジョン第三次行動計画』で定義されたことばで、「経済的な豊かさ」、「社会システムやつながりの豊かさ」、「精神的な豊かさ」の3つの豊かさ全てを高めていくことで享受できる豊かさのことです。

その価値を理解することが大切であり、地域住民を中心とした多様な主体の参画によって、文化財を守り、活かしていく魅力ある地域づくりに向けた取組が求められています。

(4) 文化財保護の基本方針

県民の皆さんや、本県を訪れる人びとが、本県の文化や地域の歴史等を学び親しみ、心豊かな生活を送ることが大切です。そして、文化財の価値が末永く守り伝えられ、将来の県民の皆さんも、その価値を享受できることが求められます。

そのためには、特色ある歴史や風土に育まれ、地域の中で守り伝えられてきた多くの有形・無形の文化財は、適切に保存されているとともに、地域への愛着や誇りを育むための人づくりや地域づくりに活用されている必要があります。

のことから文化財は、①適切に保存し、②有効に活用し、③確実に継承していくことが求められます。また、これら全体に通じる課題として、④災害から文化財を守ることが求められます。本県の文化財保護は、この4つの柱を重視して進めていきます。

① 適切に保存する

本県にある文化財は、特色ある歴史や風土に育まれ、地域の中で守り伝えられてきました。これら貴重な財産の価値を明らかにし、将来に向けて適切に保存します。

② 有効に活用する

文化財の魅力を広く発信するとともに、文化財個々の性質に応じた適切な活用を進めることで、文化財を学び、これに親しむ環境づくりと地域づくりにつなげます。

③ 確実に継承する

文化財は、それを守り伝えてきた所有者や地域の財産であるとともに、国民的財産（法第4条）です。そのため、それを守り伝える主役は文化財の所有者の皆さん、文化財を守り伝えてきた地域の皆さん、そして私たち全員です。文化財を後世へと確実に継承するため、県と市町は緊密に連携し、主役である県民の皆さんによる文化財を守り伝える取組を支援します。

④ 災害から守る

文化財を災害から守るため、災害が発生することを念頭に置き、その対応場面を平時、被災時、被災後の3つの時点に区分し、それぞれの場面ごとの対応について、県、市町、所有者等が連携し、ネットワークを構築します。

第2節 三重県がめざす文化財保護のすがた～文化財保存・活用・継承への県民力の結集に向けて～

地域社会総がかりで文化財の保存・活用・継承に取り組むためには、県民力¹を結集し、多様な主体それが当事者として、期待される役割を担っていくことが大切です。

¹『みえ県民力ビジョン第三次行動計画』では、「自らの判断と責任のもとで、公共心を持って社会の一員として生きていくこと」を「自立し、行動する」と位置づけています。県民力とはそれらが結集されたものといえます。

(1) 文化財所有者の役割

文化財所有者は、文化財を保護する直接の当事者として、日常の維持管理を行います。また、所有する文化財については、可能な限り公開するなどの活用を行うことが望されます。

(2) 地域の役割と期待

地域で守られてきた文化財について、文化財の所在する地域の皆さんを中心となって、これからも地域社会総がかりで文化財を保存・活用・継承するための活動を推進することが望されます。

(3) 行政の役割

県民力を結集し、文化財の保存・活用・継承がなされるよう、文化財の素晴らしさを伝えるための情報発信を強化するとともに、地域ぐるみで行う文化財の保護活動に対する必要な支援を行います。

文化財が適切に保存され、有効に活用されるよう、所有者に対し必要な財政的、技術的支援を行います。

災害時に備え、平時からの情報ネットワークを構築し、被害情報の収集、緊急時のレスキュー活動を実施するための環境整備を行います。

(4) 県と市町の役割分担

広域行政を担う県は、県内全体の文化財に関する情報を集約し、県全域に及ぶ文化財の総合的な調査を実施し、その価値の情報発信を行うとともに、災害が発生した際には文化財レスキューのための拠点的な役割を担います。また、個別文化財に関する課題や市町が作成する文化財保存活用地域計画等について、市町や地域に則した指導・助言を行うとともに、広域にわたる文化財ⁱの保護については市町間の調整を行います。

行政の基礎単位である市町は、管内の文化財について、所有者や地域住民との十分な協議のもと、本県と各市町の特色をふまえ、文化財を総合的に保存し活用するための方策を講じます。

(5) 高等教育機関、企業等への期待

高等教育機関には、専門性を活かした文化財の調査研究を進めるほか、県や市町の文化財保護審議会等を通じた学術的指導や助言、学生への講義等を通じた人材育成、県民の皆さんを対象とした講演会等による文化財の魅力発信等が望されます。

企業には、地域とともに発展する観点から、文化財と共に存する環境づくりとともに、必要に応じた支援が望されます。

ⁱ 「広域にわたる文化財」には、例えば世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」を構成する熊野参詣道（伊勢路）、「地域を定めない天然記念物」であるオオサンショウウオやカモシカなどがあります。

第3章 文化財の定義と対象

第1節 文化財の定義

法第2条に、文化財の定義がなされています。また、法第92条から第108条には埋蔵文化財、第147条から第152条には文化財の保存技術に関する記載があります。これらをまとめると、文化財の区分は以下のようになります（図2）。

- ・有形文化財（建造物、絵画、彫刻、工芸品、書籍、典籍、古文書、考古資料、歴史資料、その他）
- ・無形文化財（演劇、音楽、工芸技術、その他）
- ・民俗文化財（風俗慣習、民俗芸能、民俗技術、これらに用いられる衣服・器具・家屋・その他）
- ・記念物（遺跡、名勝地、動物、植物、地質鉱物）
- ・文化的景観
- ・伝統的建造物群
- ・埋蔵文化財
- ・文化財の保存技術

これらについて、法第2条では、「歴史上又は芸術上価値の高いもの」並びに「学術上価値の高い歴史資料」（有形文化財）、「歴史上又は芸術上価値の高いもの」（無形文化財）、「生活の推移の理解のため欠くことのできないもの」（民俗文化財）、「歴史上又は学術上価値の高いもの」（遺跡）、「芸術上又は観賞上価値の高いもの」（名勝地）、「学術上価値の高いもの」（動物、植物、地質鉱物）などとしています。文化財の要件として、「価値が高いもの」「欠くことのできないもの」としていることが共通し、重点が置かれています。

第2節 文化財の種類

（1）国指定等文化財

文化財のうち、国や地方自治体が重要と認めたものが指定文化財です。

国では「有形文化財のうち重要なものを重要文化財に」（法第27条）、「無形文化財のうち重要なものを重要無形文化財に」（法第71条）、「有形の民俗文化財のうち特に重要なものを重要有形民俗文化財に、無形の民俗文化財のうち特に重要なものを重要無形民俗文化財に」（法第78条）、「記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物に」（法第109条）それぞれ指定しています。また、重要文化的景観及び重要伝統的建造物群保存地区については、市町村の条例等に基づき保護されているもののうち、その価値が特に高いものや重要なものを選定しています（法第134条、同第144条）。

（2）県指定等文化財

三重県は、法第182条に基づき、条例を制定しています。そして、「県にとって重要なも

のについて、その保存及び活用のため必要な措置を講じ」ています（条例第1条）。文化財の区分については、法第2条に準拠しています。

（3）市町指定等文化財

県内の市町では、法第182条に基づき各市町の文化財保護条例を制定し、市町ごとで指定文化財を指定し保護しています。また、亀山市では亀山市関宿伝統的建造物群保存条例が制定されており、国選定の同伝統的建造物群保存地区の保護にあたっています。

（4）埋蔵文化財

埋蔵文化財は「土地に埋蔵されている文化財」（法第92条）であり、埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地（周知の埋蔵文化財包蔵地）を発掘する場合には、文化庁への届出等が必要とされています。埋蔵文化財は指定文化財としての潜在的価値があり、価値付けが明確になれば、土地は史跡・名勝等に指定され、出土品は有形文化財考古資料として指定されます。また、県教育委員会教育長に届出のあった出土品は、確認のうえ、文化財として認定されます（法第101・102条）。

（5）国登録文化財

登録文化財とは、法第57条及び第132条に基づき、国が「文化財としての価値にかんがみ保存及び活用のための措置がとくに必要とされるもの」として、文化財登録原簿に登録した文化財のことです。登録文化財には、登録有形文化財、登録有形民俗文化財、登録記念物があります。

登録文化財は法・条例に基づき指定された文化財と比べ、規制が比較的緩やかです。

（6）無指定の文化財

法第2条で規定する文化財のうち、法や条例によって指定・登録等がされている文化財以外の文化財が無指定文化財ⁱです。埋蔵文化財もこれに含めることができます。

無指定文化財には特別な法的規制がありませんが、平成31(2019)年4月1日に改正された文化財保護法に伴い、文化庁は「未指定を含めた有形・無形の文化財をまちづくりに活かしつつ、文化財継承のための担い手を確保し、地域社会総がかりで取り組んでいくことのできる体制づくり」が必要であるとしていますⁱⁱ。

ⁱ 法第2条で示されている「文化財」は、法や条例で指定されている文化財（指定等文化財）だけでなく、それ以外のものも含んだ広義のものです。これらには、「未指定文化財」や「非指定文化財」という用語を充てられることがあります。指定を前提とせず大切に守られていく文化財もあるという意味を込め、本大綱では「無指定文化財」という用語で示していきます。

ⁱⁱ 平成30(2018)年6月8日付け文化庁次長通知「文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の公布について」

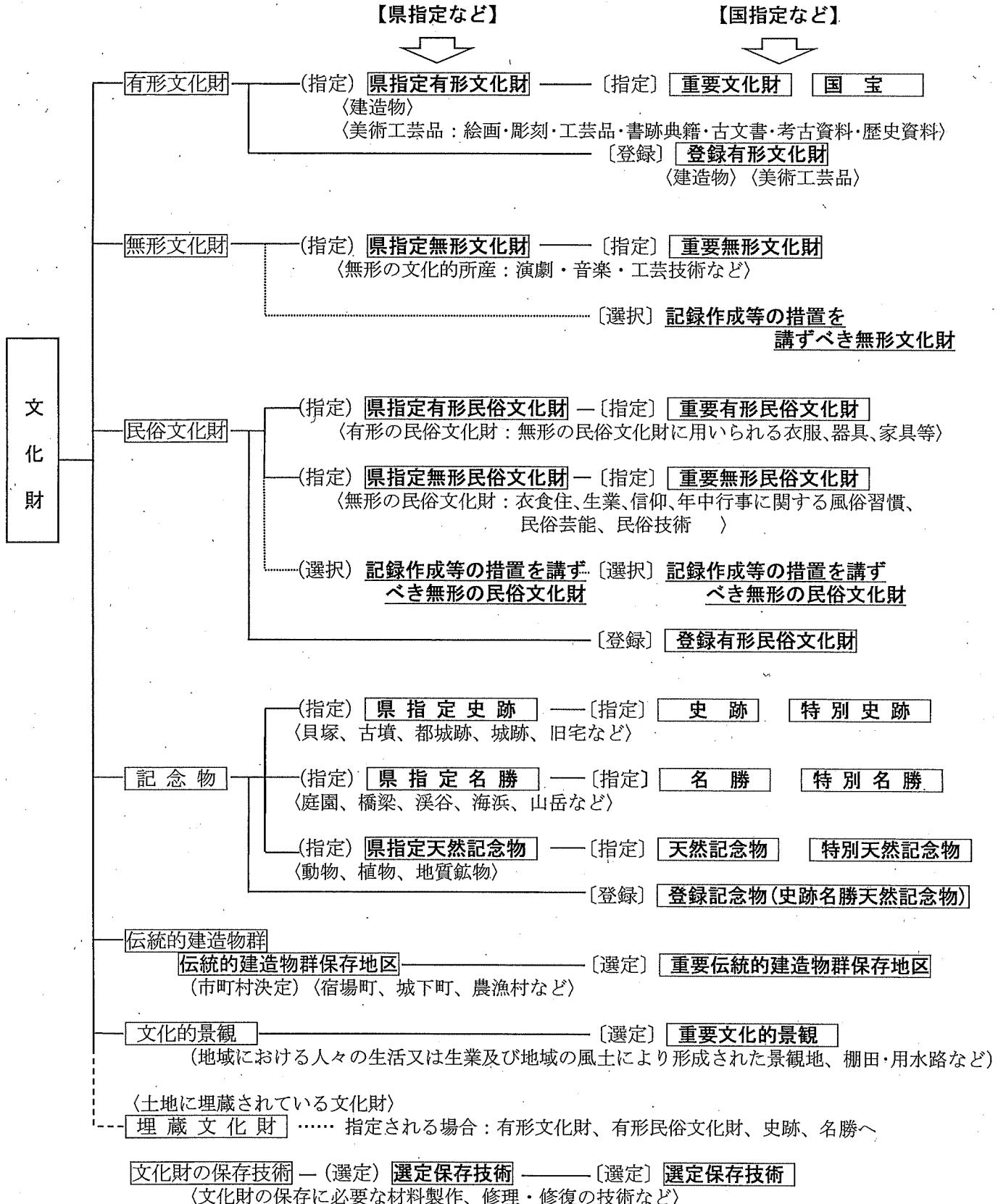


図2 文化財の種類と体系

第3節 県内の状況

三重県内における指定文化財は、表1のとおりです。

表1 文化財の指定等の状況

種 別	国指定等	県指定等	計
建造物（うち、国宝2）	25	44	69
絵 画	20	44	64
彫 刻	67	112	179
工芸品	18	60	78
書跡・典籍・古文書（うち、国宝3）	44	58	102
考古資料（うち、国宝1）	10	31	41
歴史資料	4	10	14
無形文化財	1	2	3
無形民俗文化財	10	38	48
有形民俗文化財	1	25	26
特別史跡	1	—	1
特別天然記念物	2	—	2
特別名勝及び天然記念物	1	—	1
史 跡	36	71	107
史跡及び名勝	0	3	3
名 勝	6	8	14
名勝及び史跡	1	0	1
名勝及び天然記念物	0	1	1
天然記念物	36	82	118
天然記念物及び名勝	1	1	2
重要伝統的建造物群保存地区	1	—	1
記録作成等の措置を 講すべき無形民俗文化財	15	11	26
登録有形文化財	263	—	263
登録有形民俗文化財	1	—	1
登録記念物	2	—	2
合 計	566	601	1167

※ 令和2(2020)年3月31日現在

(単位:件)

第4章 三重県の風土的特徴

第1節 三重県の自然・歴史環境の概要

自然環境やその地で展開した歴史は、地域の風土を形成する基盤となっており、県内の市町が文化財保存活用地域計画を策定する場合にも包括的な基礎となります。そのため、これらをふまえた計画の策定は、実態に則するとともに、隣接市町との連携といった広域的な対応を行う場合にも有効です。

(1) 自然環境の概要

ア 地形

三重県は、日本列島本州のほぼ中央、太平洋側に位置しています。県域は東西約80km、南北約170kmで南北に長い県土となっています。行政的には、県の南部から北部にかけて、和歌山県・奈良県・京都府・滋賀県・岐阜県・愛知県と県境を接しています。本県は近畿地方の東部にあたるとともに、東海地方の一角にあたります。

県の東部は海に面し、西部は山地となって隣り合う府県と接しています。海に面した東部のうち、北部は伊勢湾、南部は熊野灘に面しています。北部では、岐阜県・滋賀県境に養老山地・鈴鹿山脈があり、鈴鹿山脈の南には布引山地・高見山地が続いています。これらの山々から東にかけて低い丘陵が続き、伊勢平野へと至っています。布引山地の西側には、信楽山地・笠置山地、室生山地で囲まれた上野盆地・名張盆地があります。

県の南部は大台ヶ原を含む紀伊山地に標高1,000m級の山々が連なり、そのまま熊野灘へと至り、リアス海岸を形成しています。

伊勢平野南端の二見浦（伊勢市）、熊野灘沿岸南部の七里御浜（熊野市・御浜町・紀宝町）などは海浜地形の典型であり、道方の浮島（南伊勢町）や須賀利大池（尾鷲市）などの海跡湖も形成されました。

イ 気候

当県の気候は全体に温暖ですが、県域が南北に長いことや地形の影響によって、域内それぞれの特徴があります。伊勢湾沿岸部では冬期に「鈴鹿おろし」や「布引おろし」と呼ばれる北西の季節風が吹きます。また、鈴鹿山脈やそれに近い場所では、冬期に厳しい降雪が見られます。

熊野灘沿岸部は、南方太平洋を北上する黒潮の影響もあり、県内では最も温暖な気候の地域となっています。風伝峠（熊野市・御浜町）では冬期の寒暖差により、「風伝おろし」と呼ばれる、雲が山を伝って流れ落ちるような現象が観察されます。また、大台ヶ原を含む宮川上流部から尾鷲市・熊野市にかけては日本有数の多雨地帯で、年間降水量が4,000mmを超えることもあります。伊勢平野部の年平均降水量は1,800～2,000mmなので、その多さがうかがわれます¹。

上野盆地・名張盆地は内陸部の盆地気候を示し、県内でも年間の寒暖差が激しい地域とな

¹ 津地方気象台HP

っています。また、霧の発生が多いのも上野盆地・名張盆地の特徴です。

ウ 地質

本県の地質構造の大きな特徴は、志摩半島北部から櫛田川沿いに県域を東西に横断する大断層、中央構造線の存在です。中央構造線は日本列島を構成する主要4島（北海道・本州・四国・九州）のうち、本州・四国・九州を貫く大断層です。本県では松阪市飯高町月出で露頭が見られ、国指定天然記念物に指定されています（月出の中央構造線）。中央構造線を境に、南側には古生代・中生代の層が広がり、北側には新生代の層群や室生火山岩などが見られます。新生代新第三紀中新世層群のうち、およそ1800万年前から1500万年前とされる一志層群と呼ばれる層には多くの貝化石が含まれており、柳谷の貝石山（津市美里町）や榎原の貝石山（同市榎原町）などが県指定天然記念物となっています。同じ頃の東紀州地域では活発な火山活動があり、熊野酸性岩類が形成されました。県指定天然記念物となっている楯ヶ崎（熊野市）の見事な柱状節理がそれを示しています。

また、伊賀市域北東部には、およそ400万年前から30万年前に形成された古琵琶湖層群が見られます。「古琵琶湖」の名は、現在滋賀県にある琵琶湖が30万年前までは伊賀市域にあり、次第に移動して現在に至っていることを示しています。伊賀市大山田地区には、古琵琶湖層群の最下部にあたる新第三紀鮮新世地層が見られ、ゾウやワニの足跡化石等が確認されています。

エ 水系

県内を流れる河川は、伊勢湾に注ぐ河川、外洋に面する熊野灘に注ぐ河川、淀川水系を通じて大阪湾に注ぐ河川の3つに大きく分けることができます。

伊勢湾に注ぐ河川は、県外にほとんどの水源を持ち県域北端を南流する木曽三川（揖斐川・長良川・木曽川）水系と、県内山地に水源がありほぼ平行して東流する員弁川・鈴鹿川・安濃川・雲出川・櫛田川・宮川・五十鈴川などに二分できます。これらの河川の沖積作用が伊勢平野をおもに形成し、本県の中心的な人間活動の場をもたらしています。県内最大流域面積の宮川は上流に日本屈指の渓谷である大杉谷（大台町）があるほか、各河川の上流域には多くの峻険な渓谷が発達しています。

リアス海岸の熊野灘に注ぐ河川は日本列島有数の最多雨地域にあたります。熊野川を除き流域規模は小さく、銚子川・船津川をはじめとした清流があります。県の南端を流れる熊野川は、紀伊山地に広大な水系を有しており、支流の北山川等で深い渓谷をなし瀬八丁（熊野市）などの景勝地を形成するとともに、「川の道」として世界遺産「紀伊山地の靈場と参詣道」の構成資産となっています。

大阪湾に注ぐ淀川水系に属するのは、上野盆地のほぼ中央を流れる木津川と、名張盆地を流れる名張川です¹。名張川は名張盆地を形成する要因となっており、上流域には赤目四十八滝（名張市）の峡谷があります。

オ 動植物の生息・生育

地球規模の時間的変化のなかで地形・気候・水系等が互いに関連し合った結果、本県には

¹ 名張川は、京都府相楽郡南山城村で木津川と合流するので、木津川の支流にあたりますが、ここでは2河川は別に扱っています。

多彩な自然環境が形成され、特徴的な動植物の生息・生育（生物多様性）が見られます。地質上の中構造線よりも北部の県域は、伊勢湾と若狭湾とを結ぶ地質的・生物地理学的な東西の分岐帶上にあたります。一方、中央構造線よりも南部では、山域が海域まで迫る紀伊半島の固有性および南方系の特性をもっています。伊勢湾はイカナゴやハマグリなど豊かな魚介類やアマモの生育が見られ、沿岸域にはシギ・チドリ類などの鳥類が飛来し、海浜にはアカウミガメの産卵場所が散見されます。

鈴鹿山脈や紀伊山地を中心とした山岳部では、国の特別天然記念物のカモシカが生息しています。県北部の山麓域は東海地方に特徴的な土壤の特徴を有しており¹、そこで生育しているイヌナシ（桑名市・四日市市）やシデコブシ（菰野町）の自生地は、国の天然記念物となっています。また、御在所岳周辺に生息するキリシマミドリシジミ（菰野町）、山間湿地にあたる嘉例川（かれいがわ）のヒメタイコウチ生息地（桑名市）、食虫植物のムシトリスミレ（松阪市）などが県の天然記念物に指定されています。

日本有数の豊富な淡水生物が生息する伊勢湾流入水系と淀川水系の二水系をもつ本県は、他の都道府県では見られない多様な生物相が見られます。伊勢湾に流入する水系では、日本列島で東海三県のみに局所的分布をするナマズ目ギギ科の淡水魚であるネコギギが生息しており、国の天然記念物となっています。宮川上流部の大杉谷周辺では、県指定天然記念物である紀伊半島固有のオオダイガハラサンショウウオが分布しています。また、淀川水系の上流域では、名張川水系を中心に世界最大の両生類で国の特別天然記念物であるオオサンショウウオが生息しています。

（2）歴史的環境概要

ア 原始（旧石器～古墳時代）

日本列島の歴史は、「本州・四国・九州の地域」、「北海道地域」、「沖縄列島地域」の3地域に大きく区分できます。そして、本県が含まれる日本列島の主要部を占める本州・四国・九州の地域については、近畿地方から九州南部にかけての地域（以下、「西日本」と呼称。）、中部地方から東北地方にかけての地域（以下、「東日本」と呼称。）に分けて見ることができます。東日本と西日本は地続きですが、時には対峙し、時には融合しながらそれぞれの文化を開拓していくことが考古学の成果として分かってきています。本県は、ちょうどその境界地域と位置づけられます。

天白遺跡（松阪市）や森添遺跡（度会町）などの縄文時代の遺跡では、西日本に多い簡素な土器と、東日本に多いダイナミックな文様を施した土器が共存している状況を確認することができます。中国大陆方面から九州へと伝播し、弥生時代を形作ったとされる稻作とそれにまつわる文化は、本県を境に東西日本で様相を変えています。納所遺跡（津市）では、稻作文化に関わる農耕具や土器といった出土遺物が数多く見つかっており、西日本から伝來した土器（遠賀川式土器）と、県内で独自に改変された土器とが見られます。

古墳時代になると、当時の「ヤマト王権」が位置していた奈良県・大阪府に近い伊賀地域

¹これを、自然科学の分野では「東海丘陵要素」といいます。

で、いち早く古墳の造営がはじまります。県内最大規模を誇る前方後円墳（御墓山古墳、伊賀市、全長190m）や、県内随一の前方後円墳群である美旗古墳群（名張市）などは、いずれも伊賀地域にあります。伊勢平野部での古墳造営は伊賀地域よりはやや遅ますが、船形埴輪が配された宝塚1号墳（松阪市）をはじめとした古墳が各地で造営されています。集落遺跡では、雲出川河口部（津市・松阪市）で関東・東北・四国といった地域の土器が確認されており、東西日本を結びつける本県域の特徴をよく示す遺跡の発達が見られます。

イ 古代（飛鳥・奈良・平安時代）

朝鮮半島から仏教文化が到来したことにより、地方豪族による権力の表現方法は、古墳造営から、次第に古代寺院の建立へと変化していきました。県内では、夏見廃寺（名張市）、繩生廃寺（朝日町）、天花寺廃寺（松阪市）などがこの典型例です。

また、奈良時代には中国の律令制を導入した国家体制が確立しました。そして、「五畿七道制」に基づいた地域区分（行政単位）として「国」が置かれ、当時の都である平城京（奈良県）に至る交通網（道）と、そこに含まれる国が定めされました。県域には、伊勢平野部を中心とした伊勢国、伊賀盆地を中心とした伊賀国、志摩半島から熊野灘沿岸北部にかけての志摩国、紀伊国に含まれる熊野灘沿岸南部があり、伊勢・伊賀・志摩は東海道、紀伊は南海道となりました。古代に設定されたこの仕組み（国郡制）は、少しづつ形を変えながらもその後の時代まで引き継がれ、県内でも市町村区域（とくに平成の大合併以前）や、小中学校区域に大きな影響を与えています。

表2 三重県域の古代国郡

五畿七道	旧国	旧郡	現在の市町	県域の地域区分
東海道	伊勢	くわな 桑名	木曽岬町・桑名市	北勢地域
		いなべ 員弁	いなべ市・東員町	
		あさけ 朝明	朝日町・四日市市	
		みえ 三重	菰野町・川越町・朝日町・四日市市	
		かわわ 河曲	鈴鹿市	
		すずか 鈴鹿	鈴鹿市・亀山市	
		あんき 龜芸	鈴鹿市・津市	北勢地域・中勢地域
		あのう 安濃	津市	中勢地域

	一志	津市・松阪市		
	飯高	松阪市		
	飯野	松阪市		
	多氣	松阪市・多氣町・明和町・大台町		
	度会	玉城町・度会町・大紀町・南伊勢町・伊勢市	南勢志摩地域	
伊賀	阿閉	伊賀市	伊賀地域	
	山田	伊賀市		
	伊賀	伊賀市		
	名張	名張市		
志摩	答志	鳥羽市	南勢志摩地域	
	英虞	志摩市・南伊勢町・紀北町・尾鷲市	南勢志摩地域・東紀州地域	
南海道	紀伊	牟婁 牟婁	尾鷲市・熊野市・御浜町・紀宝町	東紀州地域

* 古代の郡名は、現在の呼称と異なるものがあります

* 古代の郡境は不明確な箇所もあり、現在の市町と完全に一致しません

郡の中には、さらに小さい行政単位として郷（里）がありました。郷（里）は複数の集落がまとまった単位で、現代に置き換えると小学校区程度のまとまりに近いものです。また、平安時代後期頃からは荘園制が進み、地域のまとまりにも影響を及ぼしました。

古代にはじまった「国一郡一郷（里）」は地域区分の原点となり、多少の変動はあります
が、中世・近世・近代を経て現代につながっています。

当時の行政府として、国には国衙、郡には郡衙（郡家）が置かれ、政治的・経済的な支配が行われていました。国衙の政庁域を国庁といい、伊勢国庁は鈴鹿市、伊賀国庁は伊賀市、志摩国庁は志摩市にありました。また、古代国家によって最も重要な神社とされた伊勢神宮（伊勢市）には、代々の天皇ごとに未婚の女性皇族（斎王）が派遣され、その宮殿としての斎宮と、政務機関としての斎宮寮が設置されていました。斎宮跡（明和町）や離宮院跡（伊

勢市) はその遺跡です。

伊勢神宮は、平安時代前期から後期にかけて、員弁・朝明・三重・安濃・飯野・飯高・多気・度会の8郡が伊勢神宮直轄の領地である「神郡」として編成され、国家的な保護がなされていました。今の鳥羽市・志摩市・南伊勢町等の沿岸域で採集された良質の海産物が神宮へ納められる仕組みが整ったのもこの時期です。¹

ウ 中世（平安時代末期～室町・戦国時代）¹

平安時代末期頃には、伊勢神宮とその神官（神主）によって御園・御厨と呼ばれる所領が日本列島に数多く形成されました。御園・御厨は、神宮膝下の本県域にはとくに集中していますが、東日本を中心に本州・四国・九州の各地に点在しています。遠方の御園・御厨からの収益を伊勢神宮へと搬送するためもあって、現在の伊勢市から志摩半島にかけては多くの港町があり、太平洋を通じた海運に大きな影響力を持っていたのも伊勢神宮でした。

また、熊野三山（熊野新宮：和歌山県新宮市、熊野本宮：同県田辺市、熊野那智：同県東牟婁郡那智勝浦町）も日本列島各地に影響を有し、本県では特に県南部の熊野市・御浜町・紀宝町が関わりの深い地域です。熊野三山もまた海運に強い影響力を持つ一方、近隣地域に住まう武士（土豪）は「熊野水軍」を組織し、各地での活動が見られます。

伊勢神宮と熊野三山には、室町時代頃から参詣者が多数訪れるようになりました。世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」は、それを示す遺産といえます。

これら宗教勢力とともに、室町・戦国時代には武力によって地域を支配する勢力が各地に登場しました。県域の代表的な勢力が北畠氏で、多気（津市美杉町）を拠点に現在の津市域から志摩市・度会町・大台町域あたりまでの広い範囲をその影響下に置きました。また、伊勢平野中部では、安濃川流域の長野氏や鈴鹿川上流域の閑氏が独自の勢力を持っていました。これとは別に、伊勢平野北部や伊賀盆地・東紀州地域では中小規模の在地土豪が群在していました。伊勢平野北部では「北方一揆」や「十ヶ所人数」、伊賀地域では「伊賀惣国一揆」と呼ばれる地縁に基づく集団が地域支配を行っていたと考えられています。伊賀盆地の土豪は、「忍者」の原型とも考えられている小規模領主で、伊賀盆地には彼らが造った小ぶりで方形の城館が多数見られ、独特の景観をかたち作っています。

エ 近世（江戸時代）

江戸時代は、中世に育まれた武家による支配が完成した時代です。各地に置かれた藩が行政単位となり、藩は城郭を中心とした城下町をその中心に据えました。県内で営まれた代表的な近世城郭と城下町には、長島（桑名市）・桑名・菰野・神戸（鈴鹿市）・亀山・津・久居（津市）・松坂（松阪市）・田丸（玉城町）・鳥羽・伊賀上野（伊賀市）・名張などがあります。江戸時代の藩は時期によって面積や数に拡縮がありますが、四日市市・鈴鹿市域付近には小規模な藩が多数あることが本県の特徴となっています。

この中でも、本県に大きな支配地を持っていたのが津藩（藤堂家）と紀州藩（紀伊徳川家）です。津藩は津城を本拠とし、支城の伊賀上野城、支藩の久居藩（津市）、一門の名張陣屋

¹ 安土桃山時代、あるいは織豊期と呼ばれる16世紀後葉については、ここでは「中世」に含めています。

(名張市)がありました。紀州藩は和歌山城(和歌山県)を本拠とし、和歌山県全域から本県南半部に広がる広大な藩領を有していました。本県内では、松坂城・田丸城が支城で、白子(鈴鹿市)・奥熊野(熊野市)には代官所を設置していました。津藩と紀州藩は、本県域の近世地域社会にとって大きな存在だったと考えられます。また、幕府の直轄領もあり、四日市には代官所(陣屋)が、伊勢神宮に対しては山田奉行所(伊勢市)が置かれていました。

この時代は、全国各地で街道の整備がされました。徳川将軍家が居住する江戸(東京都)を発着地とする「五街道」のひとつである東海道は、県内では桑名市・朝日町・四日市市・鈴鹿市・亀山市を通っています。また、伊勢神宮へと通じる伊勢街道・伊勢別街道・伊勢本街道や、初瀬街道・和歌山街道・伊賀街道・熊野街道などの重要な道があります。これらの街道整備によって人びとの往来が盛んとなり、室町時代頃からはじまった伊勢神宮への参詣(伊勢参宮)は、江戸時代に最盛期を迎えました。江戸時代後期には、年間500万人もの人びとが参宮に訪れたという研究もあります。外宮の前に形成された山田・宇治(伊勢市)は参宮客で賑わい、「観光都市」の先駆けとして全国屈指の大都市へと成長しました。参宮客が往来する県内の街道沿線もよく賑わい、東海道の関宿(亀山市)で見られる、間口の狭い民家が街道沿いに立ち並ぶ景観は往時の姿を今に伝えています。また、伊勢別街道の沿線でもあり、巨大建築物が立ち並ぶ伽藍のある高田本山専修寺(津市)も江戸時代に整備され、御影堂・如来堂という国宝建造物が建立されました。

交通路は、沿線地域の活性化だけでなく、文化を育む動脈ともなりました。「俳聖」と呼ばれる松尾芭蕉(伊賀市)、国学を大成した本居宣長(松阪市)、本草学の権威であった野呂元丈(多気町)、北海道の探検に大きな足跡を残した松浦武四郎(松阪市)などの登場は、交通路の整備によって育まれた文化の醸成と深く関わっています。

当時の経済界では、「伊勢商人」の存在が極めて大きいものでした。伊勢商人とは、伊勢国出身で江戸(東京都)に出店した人びとの総称です。江戸は当時、世界的にも屈指の大都市でしたが、そこに伊勢商人の店舗が林立していました。彼らは、県内で生産された良質の木綿等を扱い、白子・松坂・津などに本拠を持ち、江戸へと搬送し売買することで莫大な利益を得ていました。旧長谷川邸(松阪市)や旧小津邸(同)等は松坂を拠点とした伊勢商人の豪邸で、往時が偲ばれます。

伊勢商人の活躍を支えたのが海運です。伊勢湾内の海運は中世からの伝統に改良を加えたものです。また、南伊勢町出身の河村瑞賢らによって太平洋側の航路整備もなされました。

才 近代・現代(明治~昭和時代)

明治維新を経て、日本は近代国家への道を歩み始めました。本県域では、明治政府が進めた廃藩置県・版籍奉還を経て安濃津県・度会県が設定され、明治9(1876)年には現在の三重県が成立しました。また、明治22(1889)年には市制・町村制が施行されました。これによって県内に成立した1,817の町村は、複数の集落(大字)がまとまった行政区です。これらは、江戸時代以前に育まれた一定の地縁や地域関係を念頭に置いた区割りであったため、結果的に、中世に存在していた荘園や郷とよく似た範囲となりました。とくに、明治時代後期に成立した村は、現在の小学校区に引き継がれていることが多く、現在の基礎的な地域単位となっています。

明治時代には、国による富國強兵・殖産興業政策、そして文明開化・近代化の名の下に推し進められた欧風化志向により、江戸時代とは一線を画する様々な文化が広がりました。四日市港旧港湾施設（四日市市）や末広橋梁（同市）は、日本の近代化を進めた遺産として貴重です。建造物では、伝統的な和風建築に洋風の要素が取り入れられました。豪商の邸宅である諸戸家住宅（桑名市）や、明治期の学校建築である県立上野高等学校明治校舎（旧三重県第三尋常中学校、伊賀市）、旧小田小学校校舎（伊賀市）等は、その風情を今に伝えています。また、綿糸紡績業は県内の近代化を推進した重要産業で、四日市・津・松阪・伊勢などに工場や倉庫が立ち並んでいました。

（3）生活文化概要

伊勢平野・伊賀盆地では、古代以来稲作を中心とした農業が営まれています。また畑作では、現在全国3位の生産高を誇る茶葉をはじめ、伊勢沢庵（ダイコン）、キンコ（サツマイモ）、蓮台寺柿、伊勢イモなどの特産品が生産されてきました。こういった農業の営みの中から、磯部の御神田（志摩市）や虫送り行事・山神行事（尾鷲市・明和町ほか県内各地）をはじめ、県内各地で行われている農業に関連する行事が育まれました。

豊かな農業生産物を背景に、酒造業や醸造業なども盛んで、酒、味噌、醤油が各地で製造されています。また、良質な陶土が確保できる北勢や伊賀では窯業が盛んに行われ、萬古焼や伊賀焼はその代表的なものです。こうした醸造家や窯業家の建物の中には、今日も工場や店舗として使用されながら守り伝えられてきたものがあります。

伊勢湾沿岸では、近世の「その手はクワナの焼き蛤」の洒落句で知られたハマグリ漁や、明治時代以降盛んになったウナギの養殖など、地域に即した漁業が盛んに行われてきました。また、鳥羽・志摩のリアス海岸では、海女によるアワビやサザエ、イセエビなどの素潜り漁や真珠などの養殖が行われています。さらに、熊野灘沿岸では、鯨漁や地引網漁が近世以降盛んに行われてきました。水産加工品の生産も盛んで、サンマの丸干しのほか、サメノタレ、カラスミ、ナマリブシなどの干物もよく知られています。これら漁業に関わる祭礼行事として、県内各地で行われている鯨船行事があります。

三重県の文化の中で、伊勢参宮に代表される「旅」は大きな位置を占めています。主に旅行者向けに作られた「餅菓子」は広く街道沿いに分布し、本県に特徴的な菓子文化を形づけています。伊勢神宮や二見浦（伊勢市）などの観光地では多くの旅館が営まれ、中には今なお近世・近代以来の建物で営業を続ける旅館もあります。さらに、明治時代から敷設された鉄道は、今日では文化遺産としても親しまれ、近鉄宇治山田駅（伊勢市）のように国登録有形文化財となっているものもあります。

人々の暮らしの中、正月や盆など季節の節目で行われる行事は、四季の変化を教え、気分を刷新し、新たな生活への希望を与えていました。各地で行われるお頭神事（獅子舞）、羯鼓踊り（かんこ踊り・かっこ踊り）、祇園祭、念仏会などは、その地に根ざした年中行事として今も大切に伝承されています。

(4) 三重県域の地域的特色

以上のことから、三重県域の特徴はつぎのようにまとめることができます。

- ① 日本列島本州のほぼ中央に位置する本県は、海岸地形・山地・地質などに多彩な景観が見られ、特徴的な動植物を育みました。
- ② 県域の多彩な自然環境は、相互に関連を持ちつつも個性的な地域文化や生業を県域の各所に展開する基礎となりました。
- ③ 近畿地方の東部に位置し、本州東部（東日本）との接点に位置することから、陸上・海上交通の結節点として、日本列島の中で重要な歴史的役割を果たしました。
- ④ 伊勢参宮による日本列島規模での往来が本県で展開したことにより、人が行き交う場所であることに根ざした特徴的な文化を育んできました。

第2節 三重県域の地域区分

(1) 地域区分の考え方

以上で見たように、三重県域では様々な文化が育まれ、その結果、素晴らしい文化財が各地に残されています。これらは、全体として三重県が誇る文化・文化財ですが、それを育んできたのは、それぞれの文化・文化財が存在する地域であり、過去も含めてその地域で生まれ育った人びとです。つまり文化財は、それが所在する地域が持つ特性によってかたち作られてきたのであり、三重県域の文化や文化財は、個々の地域の集合体として考えることができます。そのため、文化財を保存・活用し、後世へと継承する取組を進めるためには、個々の地域の特性をふまえることが求められます。

それでは、三重県域における個々の地域とはどのようなものでしょうか。第1節で見た古代の日本で整えられた「国一郡一郷（里）」の区分は、国家の支配体制であるとともに重層的に示された地域区分でもあります。これを現代に置き換えてみると、「国」に相当するのが現在の都道府県、「郡」に相当するのが平成の大合併ⁱ後の市町村、「郷（里）」にあたるのが小学校区ⁱⁱと見ることができます。もちろん、市町村には大小があるので、古代の「国」に近い面積の市や、古代の「郷（里）」に近い市町もあります。

文化財には、古代の「国」という範囲で共通性を見ることができるものもあれば、もう少し小さい「郡」や「郷（里）」の範囲でまとまるものもあります。また、現在の市町域を前提とした場合でも、その範囲では完結せず、隣接する別の市町や小学校区と強いつながりを持つ文化財や、ひとつの市町域に、単純な一括りができるない特色を持つ複数地域がある場合もあります。文化財、あるいは文化と言ってもよいでしょうが、適切な文化財の保存・活用・継承を行うためには、様々なまとまり（重層性）をふまえることが大切です。

地域の重層性を、本大綱では「ステージ」と表現し、1～5のステージに区分します。こ

ⁱ 平成7(1995)年に公布された合併特例法をきっかけに、平成18年までに進んだ市町村合併のことです。これ以前、三重県内には69の市町村がありました。

ⁱⁱ 少子化が進行した現在は小学校の統廃合が進んでいます。ここでいう小学校区は、統廃合が進む前の、おおよそ昭和50年代頃までのものを前提としています。

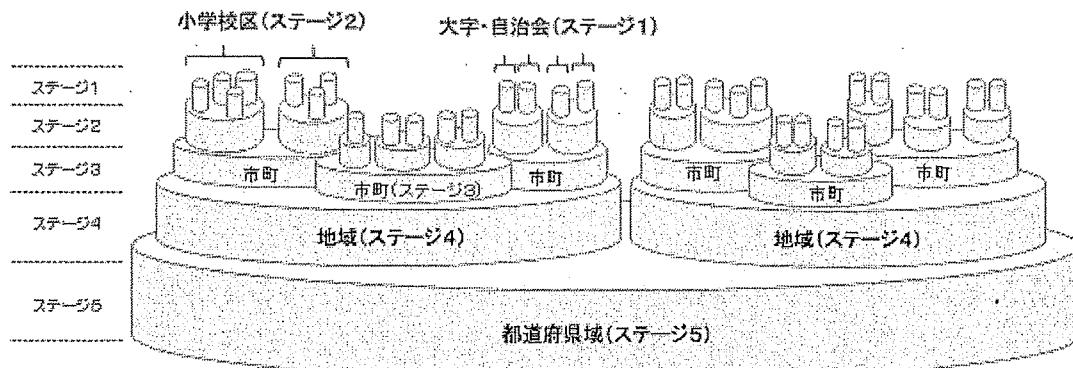


図3 地域区分（ステージ）概念図

これらを模式的に示したのが図3です。

■ステージ1

現在の大字にあたる地域で、自治会の単位となっている区域も多くあります。盆行事や祭礼行事等が営まれる単位でもあります。

■ステージ2

昭和50年代頃までの小学校区程度のまとまりにあたります。自治会では連合自治会が営まれる単位、あるいは、ステージ2は、明治22(1889)年施行の市制・町村制のうち、町・村に相当するものです。さらに遡れば、中世・近世の郷に相当する場合もあります。

■ステージ3

現在の中学校区、平成の大合併前の市町村域に概ね相当します。平成大合併によって区域の広がった市町は、ステージ3の中でも大きなものといえます。

■ステージ4

複数市町を単位とする、大きな県内区分にあたります。『三重県景観計画』(平成19(2007)年12月公表、最終変更平成29(2017)年1月)では地勢・地形、水系、植生、古代の国分け、江戸時代後期の藩領等、文化財の観点とも共通する様々な要因の考慮のもと、県内を北勢・中勢・伊勢志摩・伊賀・東紀州に区分しています。本大綱では『三重県景観計画』の5地域区分を援用し、「伊勢志摩」を「南勢志摩」と読み替えます(第4図)。

■ステージ5

三重県域全体をステージ5とします。

(2) 県域の地域区分（ステージ4）について

ステージ4とした県域の5地域区分は、つぎのような特徴があります。

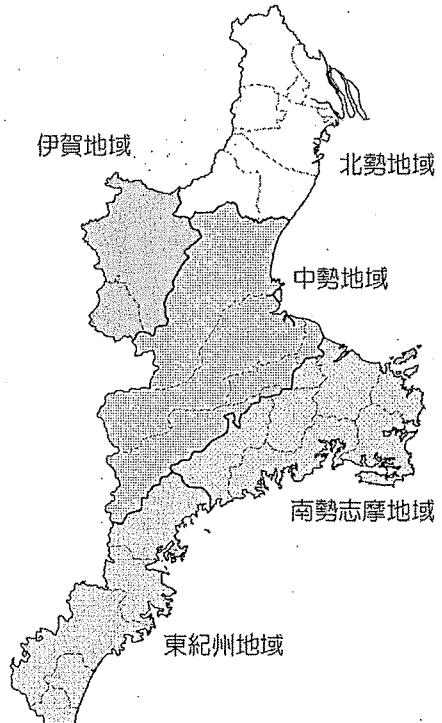


図4 三重県域の地域区分

■北勢地域

旧伊勢国のうち、北部にあたる地域です。これに該当するのは、木曽岬町・桑名市・いなべ市・東員町・朝日町・川越町・菰野町・四日市市・鈴鹿市・亀山市です。旧郡では、桑名郡・員弁郡・三重郡・朝明郡・河曲郡・鈴鹿郡にあたります。鈴鹿市・亀山市を北勢南部、他を北勢北部と細分することもできます。

北勢地域は木曽三川（揖斐川・長良川・木曽川）河口部があり、旧近江国（滋賀県）・旧美濃国（岐阜県）・旧尾張国（愛知県）に隣接しています。地形は、西に鈴鹿山脈が南北に連なり、その東麓から伊勢湾沿岸部にかけて集落が広がっています。鈴鹿山脈には国指定特別天然記念物であるカモシカが生息しています。また、伊勢湾に注ぐ河川の固有種である国指定天然記念物のネコギギが生息しており、北勢地域ではとくに員弁川と鈴鹿川が特筆できます。また、同じく伊勢湾沿岸部に生息する特徴的な植物としてシデコブシがあり、菰野町や桑名市に良好な自生地が見られます。

この地域は、江戸時代には、旧尾張国方面から七里の渡しに至り、鈴鹿峠を越えて旧近江国へと通じる東海道のほか、同じく鈴鹿山脈を越える八風峠道・千草峠道が通じていました。養老山地の東西を通り、旧美濃国方面へと通じる美濃道や巡見道と呼ばれる街道もあります。このように、北勢地域は陸上交通を中心とした東西交通の要衝であるとともに、隣接する近江・美濃・尾張地域との関係が深いという特色を持っています。

■中勢地域

旧伊勢国のうち、中部にあたる地域です。これに該当するのは、津市・松阪市・明和町・多気町・大台町です。旧郡では、奄芸郡^{あんき}・安濃郡^{あんのう}・一志郡^{いちし}・飯高郡^{たかけ}・飯野郡^{まな}・多気郡が該当します。津市を中勢北部、他を中勢南部と細分することもできます。

中勢地域は、伊勢湾西岸部の主要部を占めています。西部は布引山地・堀坂山系・高見山地を通じ、旧伊賀国・旧大和国（奈良県）に接しています。安濃川・雲出川・櫛田川などの河川が伊勢湾に注いでおり、広大な平野を形成しています。また、西部では上記河川の他、宮川上流域が含まれます。雲出川の流域は、ネコギギの生息が確認されています。また、櫛田川の流域を、地質学的に日本列島を東西に縦断する中央構造線が通っており、河川流域に独特の景観を形成しています。宮川上流域では、大杉谷・大台ヶ原といった紀伊山地の一角があります。

この地域は、伊勢本街道（松阪市内）や初瀬街道（津市・松阪市）などによって旧大和国や、伊賀を経由して旧山城国（京都府）と通じています。また、北勢地域や伊賀地域から、伊勢神宮へと通じる街道が当地で交差しています。このため、歴史的には京都・奈良方面とのつながりが深い地域です。

■南勢志摩地域

旧伊勢国南部（旧度会郡）と旧志摩国にあたる地域です。これに該当するのは伊勢市・玉城町・度会町・大紀町・南伊勢町・鳥羽市・志摩市です。大紀町の一部と南伊勢町は熊野灘に面しており、室町時代以前は旧志摩国に属していましたⁱ。大紀町の南西部は旧紀伊国（江戸時代以降、紀北町）に接しています。自然環境や文化財の状況は、後に触れる東紀州地域

ⁱ 三重県『三重県史』通史編中世(2020年)。

とともに、熊野灘沿岸部としてまとめることも可能です。

南勢志摩地域には、伊勢湾に注ぐ一級河川の宮川があり、その河口部には伊勢神宮があります。江戸時代に伊勢参宮客で大いに賑わったのもこの地域です。また、宮川河口部の大湊（伊勢市）や鳥羽などは、海運の要となる港町として栄えました。リアス海岸に象徴される海の地域では、海女をはじめとした海の生業が特徴的です。このように、伊勢志摩地域は伊勢神宮を核とした独自の文化を形成しつつ、海を通じて東日本とも深いつながりを持っていました。

■伊賀地域

旧伊賀国にあたる地域です。これに該当するのは、伊賀市・名張市です。北部は旧近江国（滋賀県）と旧山城国（京都府）、西部は旧犬和国（奈良県）、東部は旧伊勢国と接しており、それぞれの地域とは街道が通っています。京都府・奈良県といった近畿地方中心部に隣接しているため、伊賀地域はとくに近畿地方中心部との文化的共通性が高い地域として、県内の他地域と異なった独自性があります。

伊賀地域は、伊賀盆地を中心とした海のない地域です。域内を流れる木津川水系の河川は、淀川を通じて大阪湾へと注いでおり、県内ではこの地域のみの特徴です。

■東紀州地域

旧紀伊国のうち、明治時代に三重県に編入された北牟婁郡・南牟婁郡に相当する地域です。これに該当するのは、紀北町・尾鷲市・熊野市・御浜町・紀宝町です。西側は旧大和国に接しています。江戸時代以前には、紀北町と尾鷲市は旧志摩国に、熊野市・御浜町・紀宝町は紀伊国に属していました。このため、前者を東紀州北部、後者を東紀州南部に細分することもできます。

東紀州地域は伊勢志摩地域から続くリアス海岸が見られるとともに、七里御浜に象徴される州浜の景観も見られます。また、この地には世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の構成資産である熊野参詣道（伊勢路）が通っています。熊野三山（和歌山県）とは至近距離であり、三重県の他地域では見られない独自の文化を形成しています。

（3）市町の地域区分（ステージ3）について

文化財の保存・活用・継承の核となる現在の市町（ステージ3）は、地域区分から見ると中間の位置にあたります。しかしその対象は、市町の面積や、平成の大合併で多くの自治体が合併した場合（津市・松阪市・志摩市・大紀町など）と、そうでない場合（鈴鹿市・名張市・朝日町・明和町など）によって大きく異なります。また、平成の大合併前であっても、明治22(1889)年町村制施行時の町村（ステージ2にあたる）が数多くあった市町があります（表3）。

ステージ1の数が多いほど地域の個性は豊富となります。しかし、それらはいくつかのまとまりとして把握できる場合もあります。文化財を守り伝えるためには、明確なストーリーを構想しながら地域を見ていくことも大切です。

(4) 地域区分の柔軟性について

地域とは人によってつくられるものです。これまで見てきた地域区分は主な行政上の区分を中心見てきましたが、この枠組には収まらない場合も多くあります。とくに、隣り合う地域との境目はそれほど明確ではない場合が多く見られます。この場合、隣り合う市町や、場合によっては都道府県が連携し、文化財の保存・活用を行っていくことが適切です。

ここでは、それぞれのステージ毎にいくつかの事例を掲げておきます。

■ステージ5

- ・世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」等を構成する範囲（三重・奈良・和歌山）
- ・日本の海女漁の技術（三重・石川等）
- ・東海道（三重・愛知・滋賀）
- ・木曽三川河口部（三重・岐阜・愛知）
- ・淀川支流木津川水系（三重・奈良・京都）

■ステージ4

- ・東海道（北勢・中勢）＊古代東海道の場合は伊賀も含む
- ・斎宮と伊勢神宮（中勢・南勢志摩）
- ・室町時代の北畠氏（北勢・中勢・南勢志摩・東紀州・伊賀）
- ・江戸時代の紀州藩（中勢・南勢志摩・東紀州）
- ・江戸時代の津藩（中勢・伊賀）
- ・リアス海岸、古代志摩国（南勢志摩・東紀州）
- ・カモシカ（北勢・中勢・南勢志摩・東紀州）

■ステージ3

- ・古代から近世にかけての郡域（四日市市と朝日町、津市と松阪市、伊賀市と名張市等）
- ・伊勢街道、伊勢本街道、熊野参詣道等の街道や峠越えの道（県内各地）
- ・亀山藩（亀山市・鈴鹿市）、鳥羽藩（鳥羽市・志摩市）などの藩領
- ・かんこ (かっこ) 躁、鼓踊、盆行事などの民俗行事（伊賀市・亀山市・伊勢市等）
- ・オオサンショウウオ（名張市・伊賀市）
- ・ネコギギ（いなべ市・亀山市・松阪市等）

表3 三重県の地域区分一覧（ステージ2～4）

ステージ4	ステージ4 (細分)	ステージ3	ステージ3 細分 (旧市町村)	ステージ2 明治22年段階の町村数 (*は一部を含む)
北勢	北勢北部	木曽岬町	木曽岬町	1
		桑名市	長島町	3
			多度町	5
			桑名市	11

			員弁町	3
		いなべ市	大安町	5
			北勢町	4
			藤原町	5
		東員町	東員町	4
		菰野町	菰野町	5
		朝日町	朝日町	1
		川越町	川越町	1
		四日市市	四日市市	2 4 *
			楠町	1
	北勢南部	鈴鹿市	鈴鹿市	2 2 *
		亀山市	亀山市	1 0 *
			関町	6 *
中勢	中勢北部	津市	河芸町	3
			芸濃町	5 *
			美里村	3
			安濃町	4
			津市	1 6
			久居市	8 *
			香良洲町	1
			白山町	6
			一志町	4 *
			美杉村	7
中勢	中勢南部	松阪市	嬉野町	6 *
			三雲町	4
			松阪市	2 2 *
			飯南町	2
			飯高町	4
		多気町	多気町	4
			勢和村	3 *
		明和町	明和町	5
		大台町	大台町	2
			宮川村	3
南勢志摩	南勢	伊勢市	御園村	1
			二見町	2
			小俣町	1
			伊勢市	1 1 *

		玉城町	玉城町	4 *
		度会町	度会町	4
大紀町		大宮町		2
		大内山村		1
		紀勢町		2
志摩	南伊勢町	南勢町		5 *
		南島町		4
	鳥羽市	鳥羽市		7
	志摩市	磯部町		3
		阿児町		6 *
		大王町		3 *
		志摩町		5
		浜島町		1
伊賀	伊賀	伊賀市	阿山町	4 *
			伊賀町	4 *
			上野市	1 6 *
			大山田村	3
			島ヶ原村	1
			青山町	4
			名張市	1 0 *
東紀州	東紀州北部	紀北町	紀伊長島町	4
			海山町	3
		尾鷲市	尾鷲市	5
	東紀州南部	熊野市	熊野市	8 *
			紀和町	3
		御浜町	御浜町	4 *
		紀宝町	紀宝町	3 *
			鵜殿村	1 *